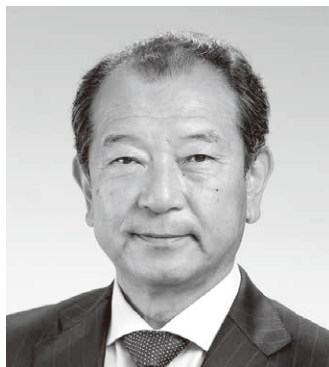




Q 今年の豪雪対応 見直す考えはないか



&

岸 野 雅 人 (文責)

A

助成額の見直しは検討したい



写真は6年前「池田家」さんの雪降ろし



2月8日 国道除雪



多くの外国人のお客様がおられました。不動産を取得される方も増えています

質問 この冬、当町より降雪の少ない阿賀町に災害救助法が適用された。お陰様で幹線主要道路は保たれたが、個々の家の前や屋根雪への対応は大変だった。

また、使命感あふれる共助の姿には、頭の下がる思いだ。今年の場合、災害救助の適用される範囲や助

答弁 成額が十分とは言えない。生命財産に関わる。仕組みと内容を見直す考えはないか。

一時的に県条例の基準を超えたが、道路交通は維持され、孤立集落等も発生していない。適用には至っていない。住宅除雪援助の対象要件は見直さないが、助成額の見直

質問 町内会では、ゴミの出し方、雪のかたづけ方、あるいは町内会費、最低限の役割分担など、ほかにも生活上の課題がある。

町内役員は、転入者になかなか会えない場合もあり、まずは電話連絡が必要となる。

外国人の生活の安心のため、せめて転入者に「町内会長から要請があった場合のみ連絡先電話番号を伝えて良いかど

町内トラブル防止
「町内会長から要請があった場合のみ
連絡先電話番号を伝えて良いかどうか」
訊ねてもらいたい

答弁 うか」を訊ねてもらいたい。総合戦略、基本目標の概要も「推進会議」の答申を受けて変更された。

質問 町民課窓口での外国人の転入に伴う事務は多岐に亘り、その承諾を得る余力がない。やむを得ない場合を除き、電話番号の提供は難しい。

町内会長が大変だということとは承知しているが、個人情報保護もとても大事。

質問 三俣で4メートルを超えたとのこと。地域的な適用をしなかったのはなぜか。また地域の共助には助成制度があつてよいのではないか。

答弁 三俣は一時的に県条例基準を超えたが、町内の道路交通は維持され孤立集

質問 共助に対する助成は考えられないか。それと「防災士」など、意欲をもつて資格を取られた方々との連絡会議もあつてしかるべきと思うが、どうか。

答弁 共助に対しての支援、防災士との連絡会など、検討していかれるかと考える。